

第三百七十七回 参議院法務委員会議録第八号

平成二十三年四月二十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月十九日 辞任

田城 郁君

木庭健太郎君

四月二十日 辞任

外山 斎君

西村まさみ君

四月二十六日 辞任

若林 健太君

魚住裕一郎君

補欠選任
西村まさみ君
魚住裕一郎君

西村まさみ君

魚住裕一郎君

西村まさみ君

丸山 和也君
溝手 顯正君
森 まさこ君
山崎 正昭君
木庭健太郎君
井上 哲士君
長谷川大紋君
江田 五月君
小川 敏夫君
黒岩 宇洋君
豊澤 佳弘君
植村 稔君
田村 公伸君
西川 克行君
浜田 昌良君
中村 哲治君
前川 清成君
金子原二郎君
桜内 文城君
有田 芳生君
江田 五月君
小川 敏夫君
今野 東君
田城 郁君
外山 德永君
平田 健二君

辞任され、その補欠として江田五月君及び溝手顯正君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

非訟事件手続法案、家事事件手続法案及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省民事局長原優君及び法務省刑事局長西川克行君を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(浜田昌良君) 非訟事件手続法案、家事事件手続法案及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前川清成君 おはようございます。

○前川清成君 それでしたらもうくどくどと繰り返しませんが、大臣は前回の答弁の中で、法科大学院について法曹養成制度の中心に据えたと、そういう表現をお使いになられました。ところが、前回も指摘をさせていただきましたが、法科大学院の教員二割が実務家教官で足りると、こういうふうになっています。しかも、その二割は裁判官、弁護士、検察官に限らない。この前も申し上げましたが、例えば司法書士さんであっても税理士さんであっても行政書士さんであっても、その法科大学院が適当だと認めれば実務家教員に加えられると。私はこれでは法曹養成の中心に据わるわけにはいかないのではないかなど、そう思つてゐるんです。医学部の教員で医者でない者がいるのか、自動車学校の先生で運転免許の持つていな人がいるのか。しかし、法科大学院だけはなぜか特例が認められている、私はこの点は是非改善をしなければならないと思っています。

あるいは、弁護士になりたいけれどもお金がな

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○非訟事件手続法案(内閣提出)

○家事事件手続法案(内閣提出)

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(浜田昌良君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

去る二十日、外山斎君及び若林健太君が委員を

い、そんな若者にとつて障害は、司法試験に合格した後、修習生になつて給料をもらえるか、貸与制にとどまるかではなくて、弁護士になりたいけれどもお金がない子供たちにとつては、いや、そうじやなくて、普通の家庭に生まれ育つた子供たちにとっては、法科大学院の学費こそが私は最大の障害ではないかと、そう思っています。

大臣が是非 その司法改革の思いを大切にされるのであれば、今年の秋には貸与制の期限がやります。それまでに、フォーラムに任せたとか、与党の皆さん、野党の皆さん 御意見を下さないじやなくて、大臣の是非強いリーダーシップをお願いしたいと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○國務大臣(江田五月君) 法科大学院というものを法曹養成制度の中核に据える、この考え方は私は今も正しいと思っております。司法制度改革の初めの段階からずっと政治の場でかかわってきて、やはり、従来の一発試験の弊害もいろいろあって、プロセスとして養成をしていくこと。しつかりした指導者が時間を掛けて一つ一つのカリキュラムを通じていい法曹を養つていこうといふ、この考え方は今も間違っていないと思っておりますが、現実に、ロースクール、法科大学院がどういう教育になつていて、私もその御意見が全ていろんな御意見があつて、私もその御意見が全て当たつていてかどうか分からぬところもござります。

今までの制度と比べて、その今までの制度をよしとして現にある制度を判断すると、これはやつぱり間違う。新しい制度の理念から判断していくかなきやならぬと思いますが、それにしても、委員おっしゃるとおりのいろんな問題点があることは確かで、さらにまた、この法科大学院の学生たちがどういう経済的負担を今負つておるのかということについても十分研究、検討をして制度を設計をしていきたいと思います。

これは、今、御主張ではございますが、法曹の養成に関するフォーラムをやつと今立ち上げよう

としているところでございまして、そのフォーラムでの検討は私は大いに期待をしているところで、しっかりと方向が出てくると思っております。

○前川清成君 それでは、今国会冒頭の大臣所信の中で、国民にとって利用しやすい非訟事件手続法、家事事件手続法を整備したい、この大臣所信でそのようにお述べになつています。

この趣旨から、家事事件手続法においては、非訟事件手続法を準用するというような不親切な立法をせずに、できるだけ書き直すという体裁を取りつております。国民にとって利用しやすい、国民にとって分かりやすいという視点は私は極めて大事だと思っておりますし、利用しやすい、分かりやすい立法のために御尽力いただいた立法担当者の方々には感謝を申し上げたいと思いますが、しかし、結果として、本当に利用しやすい、分かりやりやすいものになつたのかと。少し課題も残つているのではないかと思つていてます。

調停前置主義をちょっと例に挙げてその点の議論をしたいと思いますので、委員の皆さん方、できればこの白表紙を御覧になりながら私の質問を聞いていただきたいと思うんですが。

実務において調停前置主義というのがあります。裁判を起こす前にまずは調停を起こしてくださいねという、これは定着したルールですが、家事事件手続法の二百五十七条规定にも、「第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない」と、こういうふうに書かれています。これに基づいて二百四十四条を見ますと、「家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く）について調停を行う」と、こういうふうに書かれています。

この法律には別表一と別表二があります。ですから、二百四十四条の括弧書きで除かれた別表一を除いて、人事に関する訴訟事件と別表二に列挙

は調停を起こしてくださいねというのが日本語の素直な読み方だと思いますが、この結論は実は正しくない。この点について、民事局長お願ひします、簡単に。

○政府参考人(原優君) お答えいたします。

この二百五十七条第一項は、委員御指摘のとおり、いわゆる調停前置主義について定めたものでございますが、その対象となりますのは、調停を行なうことができる事件のうち、訴えを提起することができる事件というになります。逆に言いますと、訴訟手続の対象とならない別表第二に掲げる事項についての事件はこの調停前置主義の対象にはならないということになりますので、遺産分割事件は調停前置主義の対象にはならないということです。

○前川清成君 訴えは、訴訟ですから、訴訟だと。二百五十七条に訴えと書いてあると、訴えは訴訟だと。別表二は審判だから、これは訴えじやなくて申立てなんだと、だから調停前置の対象にならないというような理屈を、例えば離婚をしてこれから財産分与の請求をしようとする母子家庭のお母さんが理解できるのかと。

法律というのは、弱い立場の方、困った立場の方のためにあるのであれば、もつと弱い方あるいは困った立場の方にとって分かりやすい表現にするべきではないかな、私はそう思うんですが、その基本的な理念は大臣も同調していただけますでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 基本的には、法律も国民みんなに分かりやすい書き方をするべきものだと思います。思いますが、なかなか、訴えとは何ですかというと、まあ一般的には、それは訴えといふのは子が親に泣いて訴えるのも訴えと。しかし、なかなか、法律の世界で訴えということになるとますとやつぱり訴訟の提起ということになるので、その辺の使われている言葉の意味合いといふのは法律の基礎的な素養を一応持つて読んでいたがないと、法律自体がなかなか書けないといふ

こともあつて、ここは苦労するところだと思います。

○前川清成君 それでは、これは局長でも結構ですが、家事事件手続法二百五十七条を、人事訴訟法第二条に定める人事訴訟を提起する者はあらかじめ家事調停を申し立てなければならぬと、こう書けば分かりやすいし、あるいは正確もあるかと思うんですが、いかがでしようか。どちらでもいいです。

○委員長(浜田昌良君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(浜田昌良君) 速記を起こしてください。

○前川清成君 もう一度聞いてくださいね。

○政府参考人(原優君) 人事訴訟法の対象となる事件のはか二百四十四条にはその他家庭に関する事件というのを入れておりますので、それも含むような規定ぶりを考えなければならないのではないかといふと考えております。

○前川清成君 人事訴訟については調停前置だと、こういうことなので、人事訴訟法第二条に定める人事訴訟を提起しようとする者はあらかじめ家事調停を申し立てなければならないと、こう書けば済むのではないかと私は申し上げているんです。わざと分かれりにくい表現を使わなくてもいいのではないかというのが私の質問です。

次に、利用しやすいように、家事事件手続法についてはその準用を慎んでいるんですが、非訟事件手続法については民訴の準用と読み替えの嵐になつてしまして、担当者の方にお尋ねしますと、非訟事件手続法は合計二十三か所で民訴法を延べ約百六十九条準用しているということです。その結果、非訟事件手続法の条文は百二十二条ですか、百六十九条の民訴法を準用している、その結果極めて分かりにくい条文になつていると私は思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(原優君) 委員御指摘のとおり、二十三か所で延べ百六十九か条準用しております。これを全て書き下せばその意味では分かりやす

となると思いますが、非訟事件手続法のボリュームが大きくなるということで、非訟事件手続法についても、準用しても余り分かりやすさを減殺しないのではないかという配慮でこういう規定にしたわけでございます。

○前川清成君 今のその趣旨でおっしゃるのであれば、家事事件手続法も非訟事件手続法を準用すべきだった。しかし、分かりやすさを追求するためには、家事事件手続法については準用を慎んだ。分かりやすく、非公事手続法を作るべからざるだ。

民訴の準用というのは慎んでもよかつたのではないかと私は思っています。

は、先生方、白表紙を見ていただくと、漢字で「者」と書いてあります。ところが、四十二条の二項、後ろの方ですが、「又は当事者となる資格を有するもの、平仮名で書いてあります。

同じことは、非訟事件手続法の二十一条一項、「当事者となる資格を有する者」は漢字であつて、二十二条の二項は、「当事者となる資格を有するもの」は平仮名で書いてあります。これが、

なぜ同じものでありながら平仮名と漢字の使い分けをしているのか、民事局長、お願ひします。

「者」は漢字、それから四十二条の「審判を受け
る者となるべき者以外の者であつて、審判の結果
により直接の影響を受けるもの」、この後者の方
は平仮名になつておりますが、この四十二条の方

は、「審判を受ける者となるべき者以外の者」を更に限定する趣旨で「審判の結果により直接の影響を受けるもの」と、こういう規定になつておりますので、こういうふうに前にあるものを限定するときには平仮名で書くというのが法制上のルールだということですので、それに従つたものでございます。

こういうふうにおつしやいましたけれども、一言で言うと、それは法制局の趣味であったり、言い過ぎるかも知れないけれどもオタクであったりするわけで、どの程度合理的な理由があるのか。法制局の連中に、俺は偉いんだと、こんな自分たちの内々の決まり事を知っているんだということを威張らせるためだけにこういう使い方をしているんじゃないかなと私は思つてならないわけですよ。

例えばですが、これは法曹以外余り使わないかもしれません、「とき」という日本語があります。漢字で時と書くと、例えば、飛行機が飛び立った時、私は手を振つていましたと、その時間とを表します。しかし、飛行機が落ちたとき保険金が支払われますと、場合を表すときはこれは平仮名を使います。

これはまあ、百歩譲つてもある程度意味を使い分けるという意味で合理的な理由があるのかなと思うんですが、今のただただ関係代名詞的に使うときは平仮名ですよというのを、二十一世紀になつてもこれから使っていくんですかと。母子家庭のお母さんが、これから家事調停をするときには、その使い分けを、大臣の言葉であれば、法律的な素養だからあらかじめ知つておきなさいというようなことを利用者に求めるのかと。私はもう考え直すときではないかなと、そう思つています。

僕はいつかこれまでの経験から何とかなりますが、もれませんが、「とき」という日本語があります。漢字で時と書くと、例えば飛行機が飛び立った時、私は手を振っていましたと、その時間を表します。しかし、飛行機が落ちたとき保険金が支払われますと、場合を表すときはこれは平仮名を使います。

これはまあ、百歩譲つてもある程度意味を使い

矢にいるといふ意味で合理的な理由があるのかなど思ふんですが、今ただただ関係代名詞的に使うときは平仮名ですよというのを、二十一世紀になつてもこれから使っていくんですかと。母子家庭のお母さんが、これから家事調停をするときにはその使い分けを、大臣の言葉であれば、法律的な素養だからあらかじめ知つておきなさいとうようなことを利用者に求めるのかと。私はもう考え直すときではないかなと、そう思つています。

家事事件手続法の別表二の第三についてちょっと見ていただきたいんですが、子の監護に関する処分、これが例えば家事調停の対象になりますよということでここに書かれています。引用してい

る条文には民法七百六十六条の一項が挙げられて
いますけれども、現在の民法の七百六十六条には、子の監護に関する事項について協議がまとま
らなかつたときについての定めはありません。現
行法では七百六十六条の一項に書かれています。
現行の民法でいうと、この別表二の三には七
百六十六条の一項を準用すべきだと思うんです
が、七百六十六条の一項を準用しているのは、こ

れは間違いなんでしょうか。それとも何か意味があるんでしょうか。

○政府参考人(原優君) 現行のこの民法七百六十
六条につきましては、今国会に提出しております
民法等の一部を改正する法律案におきまして改正
が予定されておりまして、その法律案によつて条
ずれが生じております。したがいまして、この家
事事件手続法案におきましては、民法改正後の条
文を念頭に置いた規定としているわけでございま

○前川清成君 ですから、改正後と言わずに、もうちょっととこの民法改正に懸ける法務省の決意なり意図なり、そういうところを説明してください
というふうに言つてあるんですけど。

○前川清成君 ですから、僕が答弁すべきこと
じやないんですけど、今の民法から照らすと、こ
の引用は間違っていますよ。しかし、この国会
でやがて審議されるであろう親権の制限等に関する
民法の改正、これが先に施行されて、その後に
法律案は、今回のこの非訟事件、家事事件手続法
案よりも前に施行されるということを前提でこう
いう規定にしているわけでございます。

家事事件手続法が施行されますと。だから、家事事件手続法が施行された暁には、その条文の引用は正しく反映されていると、こういうことですね。もうちょっと整理して言つてください。

○政府参考人(原優君) 今、委員から御説明して
いただいたとおりでございます。
○前川清成君 非訟事件手続法の九十九条です
が、これも先生方、もしよろしければ条文を御覧

いただきたいと思うんですが、これも先ほどのお話
味的な表現と同じで難しく書いてあるんですが、
よくよく読みますと、公示催告の申立ては必要な
場合に限りすることができる、こう書いてはある
んです。なぜ、このような条文が必要なのか。こ
の条文によつて何かを制限したり、何か効果が生
じたり、何か法律的な意味があるのかないのか、
いかがでしょうか。

○政府参考人(原優君) この九十九条の規定は、現行非訟事件手続法の百四十一條と同じ規定でございまして、この規定がないと、個別の法令に定めがないにもかかわらず、この非訟事件手続法の公示催告手続を用いることによって、ある件について失権の効力を生じさせることができるというような誤解が生じてはいけませんので、そのような誤解が生じないようにするための規定でござります。

○前川清成君 まず、前段でおっしゃった現行法にもありますというのであれば、この改正は必要ないんじゃないですか。現行法にもありますから右から左に移しましただつたら、新しい法律作る意味はないですよ。

二番目の、その必要性がないときにも申立てられたら困るからという点については、例えば民法で権利義務が定められていないときは民事訴訟法を起こすな、こんな条文は民訴にないですね。刑訴の中に、検察官は犯罪が疑わしいという場合にだけ裁判を起こしなさいよと、刑法にわざわざ書いていないのに勝手に犯罪をでっち上げてはいけませんよなんて書いてないですもの。

しかも、もととこの九十九条、分かりやすい表現で書けばいいと思うんですが、殊更に難しい表現を書いています。これ、局長だつたら分かるかもしれないけれども、この手続を利用して、例えばガソリンスタンドの経営者のおっちゃんがガソリン代を小切手でもらいました、手形でもらいましたと、掛け売りのやつを。ところが、その手形なくしちゃいましたと。で、弁護士に相談行つたら公示催告しやあなたあきまへんと言われたらで、自分でやつてみようと思うと。手形の額面は十五万円と、そんなので弁護士を頼むわけにもいかないから自分でやりたい。で、法律を見たら訳の分からぬことが書いてある。これで本当にいいんですね。これが本当に利用者にとって分かりやすい非訟事件手続法だと胸を張りますが、局長いかがですか。

○政府参考人(原優君) この九十九条の規定は、現丁非公事牛手続法の百四十二条と同様規定で、

ざいまして、この規定がないと、個別の法令に定めがないにもかかわらず、この非訟事件手続法の公示催告手続を用いることによつて、ある件について失権の効力を生じさせることができると、いうような誤解が生じてはいけませんので、そのような誤解が生じないようにするための規定でござります。

○前川清成君 まず、前段でおっしゃった現行法にもありますというのであれば、この改正は必要ないんじゃないですか。現行法にもありますから右から左に移しましたが、新しい法律作る意味はないですよ。

一番目の、その必要性がないときにも申し立てられたら困るからという点については、例えば民事で権利義務が定められていないときは民事訴訟法を起こすな、こんな条文は民訴にないですよ。刑訴の中に、検察官は犯罪が疑わしいといふ場合にだけ裁判を起こしなさいよと、刑法にわざわざ書いていないのに勝手に犯罪をでつち上げてはいけませんよなんて書いてないですもの。

しかも、もつとこの九十九条、分かりやすい表

現で書けばいいと思うんですが、殊更に難しい表現を書いています。これ、局長だったら分かるかもしれないけれども、この手続を利用して、例えばガソリンスタンドの経営者のおっちゃんがガソリン代を小切手でもらいました、手形でもらいましたと、掛け売りのやつを。ところが、その手形なくしちゃいましたと。で、弁護士に相談行つたら公示催告しゃあなあきまへんとと言わわれたん

○政府参考人(原優君) 私どもとしましては、で
で、自分でやつてみようと思うと。手形の額面は
十五万円と、そんなので弁護士を頼むわけにもい
かないから自分でやりたい。で、法律を見たら訳
の分からぬことが書いてある。これで本当にい
いですかね。これが本当に利用者にとつて分かり
やすい非訟事件手続法だと胸を張りますが、局長
いかがですか。

きるだけ分かりやすくいうふうに努めたつもりでございますが、委員御指摘のとおり、一般の方からすると分かりにくい規定になつてゐるところもあるのではないかと思います。

○前川清成君 家事事件手続法については、例えば準用を少なくしましたと、分かりやすさを求めましたと、非訟事件手続法については百二十二か条の条文で百六十九か条民訴法を引用していきます。ひさしを貸して母屋を取られるような状態になつています。これはやはりユーチャーに違ひがあるとお考へなんですか。

非訟事件も、今申し上げたように手形をなくした中小企業の経営者の皆さん方も御利用になる。むしろ非訟事件手続法というのは金額の小さい案件というのがたくさん含まれると思うんです。こんなにもついても弁護士や裁判官でないと分からぬような表現で、体裁で非訟事件手続法を作つたと、これはこれで正しかつたとお考へでしようか。

○政府参考人(原優君) 民訴法の準用規定が多いということで分かりにくくなつてゐるという御批判はそのとおりだというふうに思つております。

○前川清成君 違うんです。質問に答えてくださいね。ユーチャーの違いとか何かそういうのは念頭にあるんですか。

○政府参考人(原優君) 家事事件手続の場合には家庭に関する事件が対象になります。必ずしも弁護士さんが付いているわけではございませんので、そういう意味でできるだけ準用がない方がいいだろうという、そういうことは考えましたけれども、殊更非訟事件について、これは弁護士さんが関与するケースが多いから準用してもいいといふ、そういうことでやつたわけではございません。

○前川清成君 今申し上げたように、公示催告、非訟事件の対象となる事件も、私は御本人で、今日は最高裁呼んでいませんのでお尋ねしませんが、本人申立てというのとは相当件数あるだろうと思います。ですから、非訟事件手続法ももう少し

分かりやすい表現を、別に条文の数が多くなつたつて私は構わないと思います。もっと分かりやすい体裁にするべきだったのではないかと思っております。

それと、家事事件手続法については、まあ御本人が利用される場合が多いだろうと、そこで、で

きるだけ非訟事件手続法の準用を避けて分かりやすさを心掛けたと、私はその方向性は極めて正し

いというふうに先ほど申し上げたとおりなんです。が、そうであれば、例えば先ほど申し上げたよう

に、調停前置主義に関する条文も、訴えだから訴訟なんだとか、審判だから立てなんで二百五十七条に言う訴えには含まないんだというふうに、村の人たち、ギルドの人たちしか分からぬ表現

というのはできるだけ慎むべきではないか。法律というのは、別に強い人は誰かが守つてくれるかられるし、自分が守るし、お金が守つてくれるかられども、困つた人たち、弱い立場の人たちといふのは法律が守つてあげなければならない。そう

であれば、困つた人たち、弱い人たちが法律を利用しようとするときに分かりやすい表現で書くと。是非このことを、今基本法の改正が進んでい

ます、特に基本法中の基本法である民法、特に債権法の改正が進んでいます。とりわけ債権法の改

正に当たつては分かりやすい、ギルドの理屈じゃなくて、村の理屈じゃなくて、普通に頑張つておられる国民の皆さん方に分かりやすい表現となる

ということを是非お願いしたい。このことは、大臣、この分かりやすさという点について御感想

があればお伺いをしておきたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) 委員の御指摘をしつか

り踏まえたいと思います。

ただ、法律というのはなかなか分かりにくいたるは、一生懸命勉強いたします。

○前川清成君 ありがとうございました。

○森まさこ君 自民党的森まさこです。よろしく

お願ひします。

本日は、法案の質問の前に、原発直下の二十キロ以内の立入禁止区域、この警戒区域についての人の法律関係がどのようになつてゐるかというこ

とをお尋ねしたいといたします。本日の地元の新聞は、一面トップで一時帰宅が連休明けから実施されるということを報じております。これは地元からは切実な要望があつたんですが、連休明けですと二ヵ月もたつてからという

ことで、非常に遅過ぎるという感じがいたしま

す。

震災直後のこの法務委員会で、私も治安が非常

に悪化していると大臣に申し上げました。窃盗事犯が横行しておりまして、ボランティアで物資を運んだトラックが、隣のトラックの荷台にたくさ

く運んでいた。被災直後の、まだ瓦礫処理もしてい

られた。被災直後の、まだ瓦礫処理もしてい

ない時期でござります。なぜそこにクーラーの室

外機や地デジ対応のテレビがたくさんトラックの

荷台に積まつて被災地から東京に向かつて走って

いるのか、これは盗まれたものではないかという

ような報告もあつたものでござります。今から一時帰宅をしても、そのように家の中のものが盗ま

れてはいるのではないか。実際、この立入禁止の区

域には、住民が何度も警備の目を盗んでベット等

を心配して入つております。そのときに軒並み盗

まれているという報告もされているわけでござ

ります。

自衛隊しか入つていなかつたんです。

大臣、自衛隊が中に入つて生存者の捜索をしていた、そこで御遺体を発見した場合にはなどのよう

な処理をして自衛隊が戻ってきたか御存じですか。ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) 原発二十キロ圏内の状況とというのが大変痛ましいことであるという御指摘は、本当にそうだと思います。関係の皆さんに

も大変な御心労を掛けておるし、また、その中に津波の被害あるいは震災の被害で亡くなつた御遺

体があることも本当に痛ましいことだと思います。す。自衛隊の皆さんがそうした遺体を発見してくださつた、本当にこれも筆舌に尽くし難い御苦労を掛けているものと思います。

その上で、私は、自衛隊の方が御遺体を発見したときにはどういふうに処理したかというの具體的には存じおりませんが、想像で申し訳ない

んですけど、自衛隊の方は警察に引き渡すことになります。

○森まさこ君 そのとおりでござります。自衛隊

は、その任務が生存者の捜索でござりますので、御遺体があつた場合には、その地点に旗を立てて、そして警察に連絡するということになつて

ます。

○福島県警 立入禁止にしておりました。警察自体の立入りを

禁止にしておりました。危ないからです。という

ことは、遺体はそのまま野ざらしにされていた

です。

ところが、福島県警は、当時、二十キロ以内は立入禁止にしておりました。

私も、何度もこの二十キロ、立入禁止のぎりぎりのところに入りました。今週末も入つてきますけれども、この御遺体はそのまま旗を立てて野ざらしにされている。それを知つた遺族はどうしま

すかね。入つていくんです。警備は治安が悪化していると私が申し上げた後も特に強化されず、手薄な警備でございますので、そこを遺族の方が二十キロ圏内に入つていて自分の家族を、旗を立てるところを捜していく。見付かつたときに、そこから携帯電話で警察に連絡をするんです。そ

したら、初めて警察が真っ白装束の防護服になつて入つていって御遺体と御遺族を連れ帰つてくると、そういう地獄のような状態がずっと続いておりました。それは、御遺族の方でも見付けられないと方もたくさんありましたから、遺体がずっとそのまま置かれているわけです。

そうやつて収容されてきた御遺体が一番近くの高校の体育館に並べられておりますけれども、私もそこに行つて見せていただきましたけれども、もう御遺体は、もう判別が非常に困難なほど傷んでいるという状態です。つまり、身元確認が非常に難しい。失踪宣告ができるのもまだ先でございまますので、相続関係も混乱が予想をされるわけで。そうしますと、物的な法律関係の方にもこれは影響をしてくるわけでございます。

○森まさこ君 戦備で戒大登記をするというの建物について、これはどのような調査をしていくか。私、昨日説明を受けましたけれども、もう一度説明をしていただけますか。

○政府参考人(原優君) 今回の震災によりまして多くの建物が倒壊しております。この建物については滅失登記をする必要がございますが、この被災状況の方を法務局の方で調べて、職権で滅失登記をするということを考えております。

は、つまり民間でやつていたら費用も掛かるし大規模なので、土地家屋調査士さんに委託をして入っていただくという意味だと思いますが、これについても非常に遅過ぎたと私も思つております。

四月、たしか十九日ですか、私、自民党の方の部会で確認したときには、その土地家屋調査士さんに委託して滅失登記のための調査に入るということも検討中ということをございましたので、震災から一ヶ月たつてもそれさえも決まっていないということ、非常に憤りを感じましたけれども。ただいまの御説明でと、二十キロ以内についていは、これはもう全く不可能ですね。民間の土地家屋調査士さんが二十キロ以内の警戒区域に入るこ

とはできないわけですから。

ですから、昨日私はお尋ねをしたんです。法務省の役人さんにお尋ねしたんです。原発地域の二十キロ以内、これはどうやつて建物の滅失登記などの物的的な法律関係の整理を進めていくんですか

そういうことでお尋ねをしたんですが、回答はありませんでした。つまり、法務省としては何も考えていないということなんでしょうか。ちょっと大臣のお答えをいただきたいと思います。

害で、なかなか私どもの力が及ばないところもござります。正直言つてそれはございます。

この調査は実地調査を行なうのが原則でござりますが、現実に立入禁止ということになつておりますから、例えば航空写真等の資料に基づいてこの一帯は全部もう壊れてしまつてゐる、そういうことが認定できる場合は、これはもう滅失が明らか

でござりますから滅失登記も可能だと思ひますが、それでも、航空写真で上から見て、屋根はあるけど実はその屋根の下はもうないというような場合、滅失になると思いますが、航空写真では分

本当にこれは、調査は、今の段階ではこういう
調査ができるというなかなかいい知恵がなくて、
是非委員からもいろんな知恵をお借りできれば幸
いです」といいます。

○森まさこ君 二十キロ圏内の方が大臣の御答弁
聞いたら、大変がつかりすると思うんですね。
震災からもう二ヶ月もたとうとしているとき
に、家にも帰れず、仕事を失い、大変な状況で毎
日を過ごしています。津波や地震だけの被害でし

たら、また復興して元に戻る、また新しい場所に移るという計画も立てられましょうが、原発地域の場合は先がどうなるのか全く見通しが付いてないんですね。東電から出された工程表も、三ヶ月プラス六ヶ月、九ヶ月たつてから、ステージツーが終わってから、そのときにその先のことについ

て検討すると言わわれているわけですから、もう全

く不透明なことには変わりがないんですね。
そういう中で、この二十キロの原発直下の立入
禁止のいつ帰れるか分からぬ地域について、政
府がそこを特別に何か検討しているかというと、

何もその検討の跡が見えてこないわけなんですね。
先ほどの一時帰宅、こういうのも、やるやると
言つてなかなか始まらなかつたんですが、やつと
やることに決まつたら、バスがないのでもう
うつよつて待つてくれない、一世帯一石打つこま

すということですけれども、あの中に中小企業たくさんあるんですね。津波で壊れていない、そのまま会社の建物があつて、その中に設備もたくさんあるんですよ。その設備が持つてこれら会社

を再開できる。新しい建物も借りる当てももう見付けて、従業員もみんな元気でびんびんしています。機械さえ持ってきていたい、もうこれは最初からずっとお願いしているんです。機械を持ってくるのに一人では持つてこれないんですよ。何で

それを一時帰宅を決めたときに、企業の場合にはその機械が持つてこれる人数だけ、またそのトラックも自分たちで準備するなら行けるとか、何でそういうことが一緒に発表されないので、全く毛無い。」

実態に即してしません。これはやはり政府の方が、偉い方がたまに福島県の福島市まで行つて三十分ぐらいで、二、三人の話を聞いて帰つてくるだけと、そういうことでやはり現場の臨場感がないんじゃないかと私は思

うんです。やはり二十キロぎりぎりのところに、二十キロより外には人が住んでいるんですから、そこに政府の対策本部をつくって、そこに対策本部の方が、政務三役のどなたかが常駐する、そういうことをしていただきないと現場のそういうひつた

要望が届かないんではないかと、そういう意見が多數あることをお伝えをしておきます。

ところで、先ほどのこの二十キロ圏内の法律関係の整理ですけれども、これについて全く法務省の役人さんが動いていないし、原発地域については何とも手も打ちようがないのでどうしましよう

かといふことも大豆にも上がつていな、検討さ

れていないということを伺いました。一体、政府で原発地域の特別なこういう措置について検討しているところがあるのかどうか、私も調べてみましたが、全くないんです。政

府以外ですけれども、復興構想会議というのがありますね。これは議事録がまだ出ていないんですねけれども、資料とかマスコミの報道を見るところ、地震、津波地域の復興のアイデアは出ております。例えば、国が三ヶ月也壁と計画している程度

の年数は借り上げで、ある程度の年数が過ぎたら、それは被災者にまた返すんだと、そういうふうなアイデアは出ていますが、これは原発地域のことではないんですね。地震、津波の地域だと出

それでは、政府の二十個もあるチーム、これのどこでやっているのか調べましたけれども、どこもやっていないんです。原子力災害対策本部というのがあります。ここは江田大臣もメンバーに

入っています。それから、その下に原子力被災者生活支援チームというのがあります。ここに各省副大臣等が入っているということになつております。それ以外、原子力と付くのが幾つかあるんで

すけれども、法務省の方々が入っていらっしゃるかどうか詳しい資料はありませんが、この全てのチームで原子力地域の、先ほどのような法律関係、整理されないということが何か検討されているのかと思つて調べましたが、検討されていることはないとい

うことなんですね。
それで、やるとしたら一番上の大きな原子力災害対策本部 江田大臣が入っている。ここだと思いますが、ここでやはり法務省として、法務大臣として、これは法事関係なかなかもう整理

されないと。であれば特別な措置を考えざるを得ないんじやないかと、現行法では長い間無理であると、そうしましたら特別措置法を作つて、何か先ほどのような国の借り上げとか買上げとか、そういうたこともしていかないと、この地域の住民にとつては非常に不幸なことです。

そういうことを大臣に御提案をしていただきべきだと思うんですけれども、大臣、この原子力災害対策本部というのは今まで大臣は何回御出席なさいましたか。

○國務大臣(江田五月君) これはちょっと、資料を見ればすぐ分かるんですが、原子力災害対策本部の会合は十三回開かれておりまして、私は全てに出ていると思います。

○森まさこ君 昨日、法務省からの説明では、江

田大臣は十三回目の一回しか出ていないといふことでしたけれども、ちょっとともう一度御確認ください。

○國務大臣(江田五月君) これは原子力災害対策本部の特別措置法に基づくもので、原子力災害が発生した場合は、あれは緊急宣言でしたか、ちょっと正確な表記は別ですが、そういう宣言を出しますて、そして原子力災害対策本部というのを立ち上げると、立ち上げのときには全閣僚で構成されておりまして、私も入っていたと記憶をしております。いつとき関係閣僚だけということになつたことがございましたが、私の場合にはかつて科学技術庁の長官をしたこともありまして、やはりいた方がいいんではないかということで今本部員になつております。途中、正式の本部員でなかつた時期がたしか何回か、一、二回か三回があるとは思いますが、しかし、この会合は緊急災害対策本部の会合と大体近接して、引き続いてという恰好で行われております。私の記憶ではその金でない形があつたかもしれないが、出席はしていると記憶をしております。

○森まさこ君 昨日、法務省大臣官房秘書課付の佐藤さんからの御説明ですと、江田法務大臣は四月十一日の第十三回原子力災害対策本部会議から本部員として参加しました。そして、この十三回の後、原子力災害対策本部会議は開かれておりません。ですから、一回だけ出席なさったというふうに私は伺いました。

ただし、この十三回の原子力の対策本部会議

は、地震、津波の方の対策本部会議との合同会議であると。議題は、震災一ヶ月目の黙禱、總理からの挨拶、各省からの報告ということで、中身は余りなかつたようなのでござりますけれども、原原子力について江田法務大臣が何回出ていたかというようなことを私が詰めるために質問しているわけではございませんで、私の質問の趣旨は、この原子力の災害対策というものが地震、津波と一緒に開かれていて、そして四月十一日以降一回も開かれていないということをございます。が、この二十キロ圏内の住民からすれば、この原子力の災害対策というものをやはり特化してやっていただきたいという強い気持ちがあるんです。原子力の事故はまだ今も続いている、目に見えない津波に襲われていると。これは二十キロ圏内の住民もそうですが、その周りの福島県民はその間接被害も多大なものがあります。

ですので、私は大臣に要望したいのは、この原子力災害対策本部会議、四月十一日から一回ももう開かれておりませんが、直ちに再開を大臣から呼びかけていただいて、本部員でござりますので呼びかけていただいて、直ちに再開をしていただき、その原子力の被害に特化した議題で話し合っていただきたいし、その中でも特にこの二十キロ圏内の法律関係がこのままでは整理できないんだなということ。

そして、国がその土地を買い上げたり借り上げたりすれば、一時的にでもその被災者に現金が渡ります。現金が東電から一世帯百万円配られるということです。が、被災地から逃げてきただけで、アパートを借りた方も自分でアパート代を払っております。全員が避難所、体育館に入れるわけでもない、ホテルに入れるわけでもない。そんなものは百万円いただいてもすぐなくなってしまいます。仕事の当てもないんです。

こういったことに対して、法律関係もそうです。が、他の大臣が所掌なさっている雇用関係もそうです、生活支援もそうです。そのことについ

て、やはり二十キロ圏内については特別な立法をしていく、特別措置法でも作っていかなければならぬというようなことをやはり対策本部会議で大きな視点でお話合いしていただきたいと思うんですけれども、大臣の御見解をいただきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 委員の御指摘は、まさに現場の状況をしつかり踏まえられた重要な御指摘だと思います。

原子力災害について、この原子力災害対策本部というのは一番、どういいますか、上にある会議でございまして、その下に先ほどおつしやった生息支援とか、あるいは文科省で紛争に関する委員会も動き出していますし、さらにもう一つ、原子力災害の補償の関係についての枠組みを考えるのもできておりまして、たくさんあってどれがどうだか分からぬというそういう御批判もありますが、それぞれに所管の仕事をちゃんと引き受けています。

重く受け止めますが、ただ難しいのが、これ私もよく、所管でもないし余り明確なことを申し上げるわけにもいかないんですけど、放射線被害の程度が今どの程度なのか、これからどうなっていくのか、除染その他の可能性があるのか、あるいは他の何かの措置をとらなきやいけないのか、まだいろんなことがこれからだんだん明らかになっていくという過程なので、したがって、そういうものは、今の東電の工程表だと九か月先に判断できるようになるという工程表ですが、その間、臨時に一定の支援をするといったことになろうかと思思いますけれども、そうしたことを探いでしながらぬというのもよく分かりますが、まだ事態が変化している最中といいますか、まだよく把握できていないというのもこれも事実でございまして、私どもの力量のなさがあるかもしれませんのが、本当に今苦悩しているというのは事実でございます。

委員の提案はしっかりと受け止めさせていただき

○森まさこ君 これは、専門的なこといろいろとこれから明らかになっていく、それを持っていろいろ方について電話会議システム、テレビ会議システム、これが導入されることになりました。この震災でも、やむを得ず遠隔地に居住している方、また家族ともばらばらになつて避難している方がございますので、このシステムが今後もこういったことにも大変有用であるかというふうに考えておりますけれども、心配される他の人の成り済まして、それから家事事件等はやはり合意形成に向けてフェース・ツー・フェースの緊密な話し合いなどが要求されると思いますけれども、そういうもののに対する手当て等、これを法務省がどう考えているかというのをお答え願いたいと思います。

○政府参考人(原優君) 電話会議システムやテレビ会議システムを導入した場合には、その当事者が本人であるかの確認をすることが当然必要になつてきております。これらのシステムは既に民事訴訟の手続には導入されておりまして、その民事訴訟において今行われている本人確認の手続をこの非証や家事の手続でも同様の手続で本人確認をしていくことになろうと思います。

それから、電話会議システム、テレビ会議システムが使えるということになりましても、やはり事件の種類等に鑑みましてこれらのシステムを使うことが相当ではないという場合もあると思いますので、それについては裁判所において適切に判断されしていくものと考えております。

○森まさこ君 ありがとうございます。

今前の前半部分ですね、同様に本人確認をしてご利用する場合には、あらかじめ電話会議システムを利用する場合には、もう少し詳しく御説明願えますか。

○森まさこ君 これは、専門的なこといろいろとこれから明らかになっていく、それを持っていろいろ方について電話会議システム、テレビ会議システム、これが導入されることになりました。この震災でも、やむを得ず遠隔地に居住している方、また家族ともばらばらになつて避難している方がございますので、このシステムが今後もこういったことにも大変有用であるかというふうに考えておりますけれども、心配される他の人の成り済まして、それから家事事件等はやはり合意形成に向けてフェース・ツー・フェースの緊密な話し合いなどが要求されると思いますけれども、そういうもののに対する手当て等、これを法務省がどう考えているかというのをお答え願いたいと思います。

○政府参考人(原優君) 電話会議システムやテレビ会議システムを導入した場合には、その当事者が本人であるかの確認をすることが当然必要になつてきております。これらのシステムは既に民事訴訟の手続には導入されておりまして、その民事訴訟において今行われている本人確認の手続をこの非証や家事の手続でも同様の手続で本人確認をしていくことになろうと思います。

それから、電話会議システム、テレビ会議システムが使えるということになりましても、やはり事件の種類等に鑑みましてこれらのシステムを使うことが相当ではないという場合もあると思いますので、それについては裁判所において適切に判断されしていくものと考えております。

○森まさこ君 ありがとうございます。

今のは前半部分ですね、同様に本人確認をしてご利用する場合には、あらかじめ電話会議システムを申し上げておきます。

ムを利用する日時を定めた上で、当事者から届出のありました通話先に裁判所の方から電話をする

と、必要に応じまして人定に関する質問をして本人確認を行つておられるというのが運用でございま

す。

それから、テレビ会議システムを利用する際には、遠隔地に居住している方に居住地近くの裁判所に出頭していただいてそこで本人確認をするところ、こういうような運用がされているところでございます。

○森まさこ君 ありがとうございます。

最後になりますけれども、福島県内において震災後、犯罪が多数発生しておりますが、福島地検の方で処分保留の状況が増發されたということが指摘をされました。大臣の方は、やはり検察の信頼向上に努めることを所信でもおつしやつておられましたので、やはり震災後の治安悪化が心配される中、このようなことが二度とないよう大臣の御決意を述べていただき、それで私の質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) 福島地検による被疑者の終局処分をしないままの釈放について、大変地域の皆さんにも御心配を掛けたことをこれは率直におわびをしなければならぬと思っております。ただ、その後の捜査については鋭意進めているところでございますが、そういうような地震だ、津波だ、原発だという大変な中で余計なこういう心配を掛けるというようなことがないようになります。これはこれからもしっかりと検察の努力を督励してまいりたいと思います。

○森まさこ君 ありがとうございました。○木庭健太郎君 質問通告はしておらないんです
が、大臣、今、森委員とのやり取り聞きながら、私も何を感じているかというと、この東日本大震災が起きた、もちろん原発が今動いているというような問題の中では、これはどんなことを、どう法律の手当てをしていいのかというようないろいろな問題が出てくる中で、実際に大臣がおっしゃつたみたいに動いているものがあるもんです

から、なかなか、じゃこれに対してどういう法律を作つていいのかという問題について早急に結論が出しにくいという状況があるのかもしれません。

しかし、阪神大震災のときのその後の対応の動きからすると、いわゆる、どうしても法的にやはり幾つか整備してなければいけないという問題があのときもいっぱい出てきまして、ほぼ一ヶ月の段階で二十本近い法律ですよ、いろんな整理ができているんですよ。ところが、今回に関して言うならば、そういう部分も非常に遅れている気がするんです。法的関係のいろんな整備の問題があります。

〔委員長退席、理事金子原二郎君着席〕

そういった意味では、法務省の方から、こういった問題についてはこういうことが要るよといふサジエスチョンは是非すべき問題が幾つもある

と思います。特に、先ほど森委員が指摘された二十キロ以内の問題、それから今度

の問題、こういった問題に対応するためには、や

はり特別立法のような問題が必ず起きてくると思うんです。そういうことについて、大臣がある意味では積極的に、きちんととしたそういうことをやらなくちゃいけない権利関係の問題出てくるわけですから、そういうことも含めて、大臣として是非これは積極的に、逆に言えばリーダーシップを取つていてくださいて大

きたいと思うんですが、まずこの点について大臣からちょっとお伺いしておきたいと思います。

○森まさこ君 ありがとうございました。

○木庭健太郎君 質問通告はしておらないんです

が、大臣、今、森委員とのやり取り聞きながら、私も何を感じているかというと、この東日本大震

災が起きた、もちろん原発が今動いているというような問題の中では、これはどんなことを、どう法律の手当てをしていいのかというようないろいろな問題が出てくる中で、実際に大臣がおっしゃつたみたいに動いているものがあるもんです

でいいかと思います。

○木庭健太郎君 今日は非訟事件、それから家事事件の関係ですから、家事事件に関連して一問だけ、最高裁の方にお尋ねすればいいんですかね。

結局、被災地では弱者保護の問題、様々問題になつていくわけですから、その中で一つ取り

組んでいただきたいというか、調査もした上で検討していただきたいと思っている問題が成年後見制度の問題でございます。判断能力が不十分な認知症の人とか障害者、これを法律や生活面で見守るのがこの成年後見制度ですが、今回、世話をした人たちが、後見人も被災する、制度が利用できなくなつたという被後見人が多数いるというようなことがこれ報道でも指摘をされておりました。

〔理事金子原二郎君退席、委員長着席〕

まず、その被災地で亡くなつた後見人や被後見人がどれだけいるのか、現状をどんなふうに把握されているのか、まず伺つておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) 誠に申し訳ございませんが、今日はその質問は私自身は通告がなかつたものですから、ちょっと準備ができておりませんので、また次の機会に改めましてお答えさせていただきたいと思いますが、よろしくうございます。

○委員長(浜田昌良君) まず、最高裁判所事務総局植村刑事局長に注意したいと思います。

正確に通告があつたのを答弁ができないということでお答え、大臣から伺えればいいんですか。お答えをいたしましておきたいと思います。

○委員長(浜田昌良君) まず、最高裁判所事務総局植村刑事局長に注意したいと思います。

正確に通告があつたのを答弁ができないということでお答え、大臣から伺えればいいんですか。お答えをいたしましておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) 誠に申し訳ございませんでした。

○木庭健太郎君 質問通告しているんですよ、これが。通告しているのにこういう結果になると、何か納得いかないけどな。

○国務大臣(江田五月君) 何人ぐらいという数字まで私の方には来ておらないんですけど、もちろん後見人が欠けた、あるいは被後見人の保護が必要だと、新たな後見人を選ばなきやならぬというこ

とで、被災地の家庭裁判所は既に後見人や被後見人の安否の調査を進めておると聞いております。

○木庭健太郎君 またしつかりお聞かせ——あります。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) 申し訳ございません。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁いただきましたが、そういう人たちに対する、次にどうきちんとした後見人というものを位置付けていくのか。いろんな形、公的な支援をしてあげないとこれはなかなかサポートできない部分もあると私は思いましたので、その点について是非調査とともに、この受けついでいる方たちに対する支援という形を取り組んでいただきたいと思いますが、お答え、大臣から伺えればいいんですか。お答えをいたしましておきたいと思います。

○木庭健太郎君 お答えをいたしましておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) 申しげざいます。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁い

ました。しかし、法務省所管かどうかといふこと

が、私も内閣の一員でございまして、いろんな御意見もいろんな方からいただきますので、あえて

法務省所管かどうかといふことを超えていろいろな問題提起もしてきましたし、またこれからもやつ

ますか。

○木庭健太郎君 申しげざいます。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁い

ました。しかし、法務省所管かどうかといふこと

が、私も内閣の一員でございまして、いろんな御意見もいろんな方からいただきますので、あえて

法務省所管かどうかといふことを超えていろいろな問題提起もしてきましたし、またこれからもやつ

ますか。

○木庭健太郎君 申しげざいます。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁い

ました。しかし、法務省所管かどうかといふこと

が、私も内閣の一員でございまして、いろんな御意見もいろんな方からいただきますので、あえて

法務省所管かどうかといふことを超えていろいろな問題提起もしてきましたし、またこれからもやつ

ますか。

○木庭健太郎君 申しげざいます。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁い

ました。しかし、法務省所管かどうかといふこと

が、私も内閣の一員でございまして、いろんな御意見もいろんな方からいただきますので、あえて

法務省所管かどうかといふことを超えていろいろな問題提起もしてきましたし、またこれからもやつ

ますか。

○木庭健太郎君 申しげざいます。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁い

ました。しかし、法務省所管かどうかといふこと

が、私も内閣の一員でございまして、いろんな御意見もいろんな方からいただきますので、あえて

法務省所管かどうかといふことを超えていろいろな問題提起もしてきましたし、またこれからもやつ

ますか。

○木庭健太郎君 申しげざいます。

被災地域に五千人ほどの後見人がいらっしゃる。ようございまして、その方々の安否につきましては現在調査中でございます。済みません。

○木庭健太郎君 是非きちんととした調査をまずはしていただきたい、先ほど大臣からも既に御答弁い

ました。しかし、法務省所管かどうかといふこと

が、私も内閣の一員でございまして、いろんな御意見もいろんな方からいただきますので、あえて

法務省所管かどうかといふことを超えていろいろな問題提起もしてきましたし、またこれからもやつ

ますか。

○木庭健太郎君 申しげざいます。

その他、公的支援の要否については、これは家庭裁判所の現状把握等を踏まえて、法務省としても関係府省庁と連携をしていきたいと思っておりまして、例えば厚労省で成年後見制度利用支援事業と、こうしたこともあるようございますので、関係の役所とよく連携していきたいと思いまます。

○木庭健太郎君 是非そういう取組とともに、大臣、法テラスとおっしゃつたんですが、法テラスということは向こうがやらなくちゃいけないんです。実際に被害に遭った方たちのところに、ある意味では、この前もちょっと御指摘させていただきましたが、それこそ巡回相談とか行つたときに、調査するときにそうした人たちがいらっしゃれば、懇切丁寧にやつていただけるような仕組みを是非ちょっと組んでおいていただきたいという気持ちを強く持つておりますので、これはよろしくお願いをしておきたいと思います。

さて、今日は非訟事件手続法と家事事件手続法の問題でござりますけれども、家事事件といえは離婚とかいろんな問題なんだろうと一般国民はよく分かるんですが、先ほどから専門的でいうお話をありました、非訟と言わても一般の方たちはなかなか分かりにくいと思うんです。

こういう大改正のときでござりますので、まず基本的なことを、非訟というのは何なのかと、大体どんなイメージを持っていいのかということの御説明をまずいただいておきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 法律的な正確な説明が私にできるかどうか自信はありませんが、判例等によれば、まず訴訟事件というのはこういうものだという説明があると。訴訟事件というのは、裁判所が当事者の意のままにかかわらず終局的に事実を確定することを目的とする事件だと、こう存否を確定することを目的とする事件だと、こういう、要はもう当事者の意思じゃなくて、裁判所が公権的にこうだと決める権利義務関係を、事実を確定し法律に照らして、これが訴訟事件だと。非訟事件というのは、裁判所において取り扱う

事件のうち、そういう訴訟事件以外のものをいふんだという、そういう定義でございますが、まあ家で移転するときにどのくらい承諾料を払うとか、様々そういうものはございますね。そうした一つ一つは事件としては小さい、しかし、必ずしも社会的に小さいわけじゃない、そうしたものの総称を非訟事件というということだと思います。

○木庭健太郎君 本当になかなか、労働審判なんかもこれに入るらしいとか、いろんなことがあるようでございますが、ただ、これは明治三十一年という古い法律だそうで、また家事の方も昭和二十一年以来の改正になるわけで、だから、今の時代というか、なぜ今やらなくちゃいけないのかといたおきたいと思いますし、先ほど御指摘があつたように、まだ何か非訟事件の方はこれは分かりにくいかといふようなお話をあつたわけでございまして、だったらもう少し時間を掛けてやりやすく分かることでございましょう。

○國務大臣(江田五月君) 委員御指摘のとおり、現行非訟事件手続法は明治三十一年、現行家事審判法、これは題名変わりますが、昭和二十二年の制定で、その後いざれも抜本的な見直しがされ御説明をまずいただいておきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 法律的な正確な説明が私にできるかどうか自信はありませんが、判例等によれば、まず訴訟事件というのはこういうものだという説明があると。訴訟事件というのは、裁判所が当事者の意のままにかかわらず終局的に事実を確定することを目的とする事件だと、こう存否を確定することを目的とする事件だと、こういう、要はもう当事者の意思じゃなくて、裁判所が公権的にこうだと決める権利義務関係を、事実を確定し法律に照らして、これが訴訟事件だと。非訟事件というのは、裁判所において取り扱う

事件のうち、そういう訴訟事件以外のものをいふんだという、そういう定義でございますが、まあ家で移転するときにどのくらい承諾料を払うとか、様々そういうものはございますね。そうした一つ一つは事件としては小さい、しかし、必ずしも社会的に小さいわけじゃない、そうしたものの総称を非訟事件というということだと思います。

○木庭健太郎君 本当になかなか、労働審判なんかもこれに入るらしいとか、いろんなことがあるようでございますが、ただ、これは明治三十一年という古い法律だそうで、また家事の方も昭和二十一年以来の改正になるわけで、だから、今の時代というか、なぜ今やらなくちゃいけないのかといたおきたいと思いますし、先ほど御指摘があつたように、まだ何か非訟事件の方はこれは分かりにくいかといふようなお話をあつたわけでございまして、だったらもう少し時間を掛けてやりやすく分かることでございましょう。

○木庭健太郎君 そこで、やっぱりなかなか難しいんですね、この非訟事件というのは。ただ、憲法との関係とかいろんなことで様々議論もあるようなものもあるようでござりますので、ここからは少し、まず何をお伺いするかというと、非訟事件についての憲法三十二条の保障にかかる規律の在り方という問題なんです。

この非訟事件に対する憲法上の保障をどのように考えるかということについては、これは何か最高裁で幾つか判決が出ておりまして、一言で言うならばどういうことかというと、訴訟事件に関してもは憲法三十二条、つまり裁判を受ける権利の問題ですが、それとともに憲法八十二条、公開原則の下における裁判というような問題を含めて、この訴訟事件については憲法三十二条、八十二条の保障は完全に及ぶということになる。ただ、非訟事件には全く及ばないというのがこれまでの最高裁判の判決でございます。

これだけやっぱり世の中変わってきて、非訟事件も多様化するようになります、あるいは家族間の関係も利害の対立が激しく解決困難な家事事件も増えてきていると。こうしたことがいろいろありますし、やっぱり現代というのは手続規定、保障が公権的にこうだと決める権利義務関係を、保障が完全に及ぶということになる。ただ、非訟事件には全く及ばないというのがこれまでの最高裁判の判決でございます。

したがって、私がまず一問目にお聞きしたいのは、この法律案において非訟事件と憲法上の裁判の関係との関係、これはどのような立場に立たるかということがあります。私は、この法律案において非訟事件と憲法上の裁判の関係との関係、これはどのような立場に立たるかというのを聞こうと思っています。

今ほどんどお答えいただいたんで、そういういた点について具現化していくという、手続をきちんと定めていくということが本法律案を出した理由の一つにもなつていて、いうふうに理解してよろしいでしようか。

○國務大臣(江田五月君) そのとおりでございます。

○木庭健太郎君 それでは、そういう意味でいろいろなことが今回の法律の中では、受ける権利といふか、そういう意味での様々な仕組みがなされているんですけど、その一つが、やっぱり事件記録の閲覧とか謄写というような問題が今までどうだつたのか、これからこの法律を、本法が抜本改正されたことによって、この事件記録の閲覧、謄写というものがどんなふうに変わっていくのかと、いうようなことについて御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 記録の閲覧、謄写は、現行の非訟事件手続法には規定がないんですね。ちなみに家事審判規則では、これは家庭裁判所が相当であると認めるときというのはあるんですけど、そういうような制度になつていて、この法案では記録の閲覧等は当事者の手続保障の根幹を成す重要な制度だととらえまして、非訟事件手続法ではこの点に関する規定を創設をいたします。家事事件手続法では、これは整備をいたします。こうやって、許可に係らしめるとかいろいろありますが、きつちりした制度にしたということでござります。

○木庭健太郎君 今回のこの非訟事件の手続法及び家事審判手続法では、この記録の閲覧、複製の許可の申立ての問題で、当事者から許可の申立てが認めるとき許可することができるというのは、当事者も第三者と同列に扱つたような規定になっているんですね。当事者又は利害関係を疎明した

第三者から記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがある場合において、相当と認めるときは許可することができます。これが二百五十四条ですが。

つまり、当事者に第三者並みの裁判所の完全な裁量に委ねた地位しか与えていない、調停の場合。これは、調停における当事者の手続保障として問題はないのかどうか。これ、その辺の理由について教えていただきたいと思うんです。

○政府参考人(原優君) 私からお答えさせていただきます。

当事者の場合と、それから第三者による場合の違いでございますけれども、まず、当事者の場合には手続上の権能行使するわけでございますので、適切な資料の提出や収集された裁判資料への反論など、必要な手続についての追行の機会を与えるべきやいけませんので、原則として裁判所は記録の閲覧等を許可すると、こういう立て付けにしております。これに対しまして第三者の場合は、当事者ではありませんので、手続上の権能行使する機会の保障という要請はないということを考えまして、裁判所は、相当と認めるときは記録の閲覧等を許可することができるということで、当事者と第三者の立て付けを異にしているわけでございます。

今お尋ねがありましたが、何の問題かというと、調停が不成立の場合の記録の取扱いというのがこれどうなつていくのかということを、こう書いてあるんですね。家事事件手続法二百七十二条の四項ですか、別表第二に掲げる事項についての調停事件が調停不成立によつて終了した場合は、家事調停の申立てのときに当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなすという規定があるわけです。とすると、この上述の記録の閲覧、謄写の場合のように、当事者と利害関係人で手続保障に差異が生じることになるんじゃないかなと思うんですが、この場合、その事件記録の取扱いについてその当事者や利害関係人の手続保障の觀点からこれどんなふうになるのか、大臣でいいですか、じゃ、説明していただきたい、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) これは、今回の新法で別表第一、これが調停を申し立てができる事件でございまして、調停の場合にはやはり当事者の率直な赤裸々な気持ちとか、いろんなことが調停を行つて出でます。これはもう自由に出していただく方がいいということです。

第三者から記録の閲覧等又は複製の許可の申立ての場合は不服申立ての規定がないんですね。これは利害関係人の手続としてこれどうなんだろうかと、問題があるのかどうかと思われるんですが、この点について説明をしていただきたいとのと同時に、家事調停手続においてはこの不服申立ての規定がない、これについても理由を、民事局長、じゃ、お答えをお願いします。

○政府参考人(原優君) 利害関係を疎明する第三者の場合には、そもそもその閲覧等を許可するかどうかが裁判所の適正な裁量に委ねられているわけでございますので、その申立てを却下した裁判に対しても即時抗告を認める必要はないのではないかと、こういう判断でございます。

○木庭健太郎君 もう一点、最後に、ちょっとまたこれも専門的というか、聞きながらなかなか分かりにくいくて聞いておるんですが、何の問題かというと、調停が不成立の場合の記録の取扱いというのがこれどうなつていくのかということを、こう書いてあるんですね。家事事件手続法二百七十二条の四項ですか、別表第二に掲げる事項についての調停事件が調停不成立によつて終了した場合は、家事調停の申立てのときに当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなすという規定があるわけです。とすると、この上述の記録の閲覧、謄写の場合のように、当事者と利害関係人で手続保障に差異が生じることになるんじゃないかなと思うんですが、この場合、その事件記録の取扱いについてその当事者や利害関係人の手続保障の觀点からこれどんなふうになるのか、大臣でいいですか、じゃ、説明していただきたい、私の質問を終わりたいと思います。

○木庭健太郎君 もう一点、不服申立ての問題もちょっと聞いておきたいんですけど、結局、事件記録の閲覧とか謄写の許可に対する即時抗告については、非訟事件手続及び家事審判手続につき、当事者の申立ての場合は即時抗告と簡易却下を認めております。

この調停が不成立になつたら、調停を出した時点では審判を申し立てたと同じように審判に移行する。審判の場合は、今度は赤裸々な眞情の吐露とかということよりも、もつと何か、事実を認定して法律適用するということになつてまいりますから、調停のところで出てきた資料が全て審判にそのまま用意されることがあります。しかも、審判の場合は、やはりかなり後の事件の閲覧なども広がつてくるかと思いますが、そうしたところへそうした眞情の吐露などが全部来るのも相当ないので、一遍記録的には分ける。調停の資料の中で、これは審判に使えるというような資料は、事実の調査をして、そして審判の記録に編綴をして審判の資料とする。そういう扱いをしているのがこの切り分けの理由でございます。

○木庭健太郎君 終わります。

○桜内文城君 今回のこの非訟事件手続法そして家事事件手続法の改正案でありますけれども、まづもって、これまでの質疑の中でもありましたように、今回の改正というものが分かりやすさあることは現代化ということで今この時期に提出されたということありますけれども、いかにもなかなか分かりづらい領域の法律だと感じております。私は、立法がここが不備だと、そういうた因縁付けるようなことはなかなかできる能力がありませんので、今日はむしろ、分かりにくくななつと思われる点についていろいろとお聞きしたい、教えていただきたいと考えております。

まずもつてお聞きしたいのは、特に今回の非訟事件手続法そして家事事件手続法でありますけれども、そもそもこの法律の立て方 자체が分かりにくいためか、家事審判あるいはこの今回の家事事件手続法自体が非訟事件の一つであるというふうな言葉もされますし、その上で一般法の非訟事件手続法が、分かりやすくいうふうに言うんですねども、先ほどから何回か指摘ありましたところの方もされますが、その上で一般的な非訟事件手続法と、それが調停を申し立てができる事件でございまして、調停の場合にはやはり当事者の率直な赤裸々な気持ちとか、いろんなことが調停を行つて出でます。これはもう自由に出していただく方がいいということです。

回のこの非訟事件手続法、そして家事事件手続法というその法律の立て方自体、それから、そもそもこの二つの法案の趣旨、目的といいますか、分かりやすくするというのは、まあこれは当たり前の話として、こういった立て方にしたこと、それから非訟事件、それから家事事件の手続を定める大きな目的ですか方向性というものについてお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 委員の問題意識に適切に答えることができるかどうか分かりませんが、非訟事件というのは、いわゆる家庭とか親子とかといった人間関係のこととはちょっと違う、財産上の様々な訴訟ではない紛争、時には紛争まで行かない場合もあるかと思いますが、裁判所が公権的に定める、そういうようなものを非訟事件と言うことにしていて、これが明治三十一年の制定ですから、これはもう時代の大きな変化があるし、手続の保障などもできないので改めようということでござります。

そんな意味で、非訟事件手続法の方がむしろ、

これはちよつと踏み込み過ぎかもしませんが、民事訴訟法により近接する法体系で民事訴訟法の規定をかなり準用しているということになつてゐるのかと思いますが、一方で家事事件手続法は、これは今家庭内のこと、夫婦のこと、親子のことなど、あるいは親族、相続の関係とか祭祀の、祭具の承継とかいろいろそういうことがございまして、これは基本的には話し合いで解決付いたらいいんですが、なかなか話し合いも最近は紛争性が非常に高くなつているような場合もあるし、昭和二十二年の制定ではかなり古くもなつてきてるんで、これを変えよう。

非訟事件と家事事件というのは、そういう意味で適用される場面が大きく二つに分けられるということで別法にしているという理解だと思います。

○桜内文城君 ありがとうございます。

今回のこの両法案、両法案というのはこの非訟事件手続法と家事事件手続法ですけれども、訴訟

という形式によらず、だからこそ非訟といふわけですけれども、こういった私人間の財産上あるいは身分上の法律関係そのものを確定するというわけじゃないとしても、そこに公権力がある種、介入という言葉がいいかどうかありますけれども、その際の手続を定めるという意味におきましては、例えば行政権が適正手続あるいはデュープロセスに基づいて仕事をしていくそういう際の行政手続法と趣旨として似通つた面もあるうかとは思つております。もちろん、非訟事件の場合、相手方がある場合もあればない場合もあつたり、その辺もまた分かりづらいところだと感じておるんですけれども、行政手続法との異同ですか、同じどころ、違うどころ等について教えていただきたいと思います。

○國務大臣(江田五月君) 非訟事件手続法あるいは家事事件手続法、いすれも広い意味では公権力である裁判所が国民の法律関係の形成に関与する際の手続を定めていると言うことができますので、公権力の作用により不利益を受ける者に対して一定の手続保障を与える規定を含んでいるという点で、行政手続法と共に通する部分がございます。もっとも、この両法案は、主として私的な紛争解決のための司法手続であるということは、これは行政手続法とは異なる部分も多いかと思います。

○桜内文城君 本当に一般的な話で恐縮でござりますけれども、私的な紛争解決という点で行政手続法とともに必ずしも同じじゃないということになりますけれども、その辺の私的な紛争解決を行ふために、だからこそこういった制度にしているとか、具体的にこういった手続にしているという点についてもう一つお尋ねしたいというのと、それともう一つは、特に不服申立ての在り方について、行政手続法の場合と今回のこの非訟事件の場合とのような違いがあるのかについて確認させていただければ幸いでございます。

○政府参考人(原優君) 今大臣から御説明がありましたがよう、非訟事件あるいは家事事件の手続

は主として私的な紛争を解決する司法手続でございますので、その司法手続を利用される国民の皆さんにとって利用しやすい手続であることが求められるわけでございます。したがいまして、今回の法律案におきましては、先ほどお話を出ましたけれども、電話会議システムとかテレビ会議システム等を利用してこの手続が利用しやすくするということを考えております。

それから、私的な紛争でござりますので、その中には当事者が自ら処分することができる権利があるいは法律関係を巡る紛争もあるわけでございまして、こういった紛争につきましては、当事者間で話し合いでできれば事件を終了させていいということも考えられますので、今回は和解制度や調停制度も利用できるようにしておりますし、それから調停制度も様々なメニュー、現在は高等裁判所で調停はすることができますがんけれども、高裁判でも調停で調停を成立させることができるといたた、こういったことも考えていてるわけでござります。

○桜内文城君 民事局長に再度、もう一つお聞きしたいのが、不服申立てについてもう少し御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(原優君) 失礼いたしました。お答えするのを忘れておりました。

行政手続の場合に不服申立てができる場合といふのは限られていると思いますけれども、司法手続の場合には、自分の権利あるいは法律上の利益を害されたものにつきましては原則として上訴ができるという立て付けだと思いますので、今回の非訟事件あるいは家事事件手続におきましては抗告等の規定を整備しているわけでございます。

○桜内文城君 大変勉強になりました。早いんですが、今日はこれで質問を終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

まず、法案に入る前に、この間質問してしまいましたが、法案に入る前に、この間質問してしまいましたが、

様々、法違反の疑いを指摘をしてきました」の乙号事務を受託しているATGカンパニーとエーカンパニーの二社について最近法務省が処分を行っておりますが、まずその点について御報告をお願いします。

○國務大臣(江田五月君) この二つの会社に関しては、委員から様々御指摘がございました。私どもの方でも調べてみますと、この二つの会社の業務に従事している社員が委託業務を実施する登記所において、登記事項証明書の交付申請書を提出することなく自社の登記事項証明書を取得をした事案があつたと、これは幾つもあつたということですが、こういうことが判明をいたしました。公共サービス改革法三十三条の二第三項で禁止されている、特定業務の実施に関して知り得た情報を特定業務の用に供する目的以外に利用するということに該当するという判断をいたしました。

そこで、四月二十二日付けで両社に対して、公共サービス改革法第三十三条の二第六項の規定に基づいて、五月の十六日から七月十五日までの二ヶ月間、目的外利用が行わたた十一の登記所における委託業務の停止を命じました。また、公共サービス改革法二十七条第一項の規定に基づいて、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、コンプライアンスについての改善指導を行いました。

○井上哲士君 目的外使用が明らかになつたということで处分をされたわけですが、コンプライアンスについての改善ということが言されました。

ただ、この会社は、私の間指摘してきましたように、単に現場の働いている人がどうのではなくて、まさに会社ぐるみで、虚偽の法人登記もそうですし、それから年金の保険料のごまかしをしていた疑いもある、それから一方的な雇用関係の変更などをやつてきたという疑いがあるわけですね。そもそも入札に参加をする資格がなかつたんじゃないかという指摘もいたしました。

それに加えて、今回、目的外使用というのが出

と思っております。

○井上哲士君 もう一つ、四十七条の電話会議システムについて聞きます。

やはり、労働審判では口頭主義を徹底をして、第一回の期日から可能な証拠調べも実施しております。そういう点では、誰が発言しているか判別しにくくなる電話会議システムというのは、やっぱり労働審判では用いることは避けるべきではないかと思うんですけれども、この点のお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 電話会議システム等は、労働審判事件に関して準用はされておりま

す。しかし、このことは労働審判事件の期日を電話会議システムを用いて行う余地があるというこ

とであつて、実際に電話会議システムを利用するものが適当であるかどうか、これはやはり個別具体的な事案に応じて決められるべきものであつて、

労働審判委員会の判断に委ねられていると、こう

だということを申し上げておきます。

○井上哲士君 あくまで選択肢としてあるとい

ることで、やはり現行のやり方で基本的にやるべき

ことであつて、実際には電話会議システムを利用する

のが適当であるかどうか、これはやはり個別具体的な事案に応じて決められるべきものであつて、

思つております。

これに関連して、最高裁、来ていただいている

んですが、今司法過疎地も広いですし、事件も多

岐に及ぶ一方で、管轄権を持たない裁判所も多くある状況があるわけで、その際に管轄権のある裁判所への移送というの大変負担になることを考

えますと、全体で言うとこのテレビ会議システムや電話会議システムというのは遠隔地に居住している人には負担の軽減になると思うんですね。

そこで、現行もやられているわけですが、新たに広げることによって、このシステムのハード面としては足りているのか、これ今後どう拡充をされることを考えているのか、予算も含めてどうかという問題と、人的体制も含めてこういう今回の法改正を機に拡充が必要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) まず一点

目の電話会議システム、テレビ会議システムの関

係でござりますけれども、その整備につきまして

は、既に民事訴訟事件や人事訴訟事件のために既に整備されているものがございます。それらの装

置の活用も含め、事件数等を考慮しながら、今後具体的に検討をしていく予定でございます。

あと二点目の点でございますが、裁判所はこれまで相当数の増員を行うなどして人的体制の整備を図つてきているところでございます。今後も

事件数の動向、事件処理の状況等を注視するとともに、今回の法改正において的確な事件処理が

行われるよう、必要な体制の整備に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○井上哲士君 やはり国民の権利性の拡充という

ことを法制面で整備していくわけですから、そういう体制上の問題もこれはやっぱり格段の努力を

いただきたいということを改めて求めておきま

す。

それから、三十二条の六項で、非訟事件の記録

の保存、裁判所の執務に支障があるときは記録の閲覧や複製等の請求はすることができないとい

ふうになつていますが、この裁判所の執務に支障

があるというのはどういう場合を言つているの

か。当然、繁忙などは理由になつてはならないと

思つますが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) これは民事訴訟法の第

九十五条五項を参考にしているものでございま

して、その民訴の方は、記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、破損し

ていて、そして戦後、新しい憲法で家制度とい

うのをやめて個人の尊厳、両性的本質的平等とい

うのもの上に今後の家族関係というのは旧民法の家制度の時代だつたわけです。あるいは、女性の、例えば権利能力なども大きな制約があつた時代がずっと続

いていて、そして戦後、新しい憲法で家制度とい

うのをやめて個人の尊厳、両性的本質的平等とい

うのもの上に今後の家族関係をつくつていこう

と、こういうスタートをしたその直後でございま

したので、日本国憲法とそれから改正された民法の趣旨を指導理念として、それを実現するためにこうした宣言を目的規定として掲げたと。これは

重要な意義があつたと思ひますが、まだまだど

ういう意見もあるかと思ひますが、しかし現在で

は、家庭事件の処理でこうした理念の尊重はもう

当たり前のことであつて、あえて目的規定を置く

までもない、そんなことから必要はないとい

うことになつたのだと思つております。目的規定を置かずには意味がない

ことが多いので、それに倣つたものでございます。

○井上哲士君 現状に対する評価はいろいろある

と思うんですが、私はやっぱり、こういうものは

きちっと残して、先ほど申し上げましたけど、司

法におけるジェンダーバイアスとかいろんなこと

はまだまだ残つてゐるわけですから、規定を残し、しっかりとやつぱり理念を生かしていくという

ことが必要だと思います。

それで、六十五条で、家庭裁判所は、未成年者

である子がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取などにより、子の意思を把握するよう努め、審判に当たり、

子の意見を考慮しなければならないという旨を盛り込みました。

子供の意見の表明権がこうやって法定されたと

いうことは非常に重要なことですが、この規定を盛り込んだ理由、意義はどういうことなんなり込みました。

○国務大臣(江田五月君) これは、子にとって何

が利益であるかというのとは、それはその子が一番

よく分かっているわけで、その子供の心情などを考慮して子の利益がどこにあるのかということを

判断しようということでございまして、まさに児童の権利条約第十二条、意見表明権、そうしたものを念頭に置きながらこういう規定にしたとい

ることでござります。

○井上哲士君 子どもの権利条約のやはり国

際的な到達点を盛り込んだということであります

が、最高裁にお聞きするのですが、説明を受けま

すと、まあ從来からこういうことはありましたと

いうことで、今回やっぱりこういうことがこの法

律にきちっと盛り込まれたことを余り受け止めら

れていないような印象も私は持つたんですね。

ただ、この子の陳述の聴取とかその意思の把握、それからその意思を考慮した決定となるわけですが、本当にこれを真に実のあるものにするには、やつぱりそれなりの体制が必要だと思いま

ですから、こういう子供の意見表明権というものがしっかりと盛り込まれたのを踏まえて、量質共に裁判所としても裁判官や調査官・専門委員の体制を保障するということが必要だと思いますが、この点はどうお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) 裁判所といたしましては、これまで家庭事件の処理の充実強化ということで相当数の増員を行うなどして、人的体制の整備を図ってきているところであります。また、家庭裁判所の裁判官や家庭裁判所調査官等の関係職員につきましても、家庭事件の適正な処理に必要な意見を得るために研修あるいは研究会等を実施するなどしているところでございます。

今後も、事件数の動向、事件処理状況等を注視するとともに、御指摘の改正点を含め今回の法改正後においても的確な事件処理が図れるよう必要な体制の整備を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○井上哲士君 本当に真に実のあるものにするためにしっかりと対応していただきたいと思います。更に関連して、百五十四条の三項で、子の監護に関する処分の審判において、必要な事項として面会交流を例示したわけですね。一方、二百九十七条の義務履行の命令においては、財産上の給付を目的とする義務にとどめて、面会交流等に関する義務は含めておりません。

日弁連などからはこれは含めるべきだという意見もあったと思うんですが、今回それを含めなかつた理由について、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のような議論があることは確かでございますが、面会交流というのは、やはりこれは本当に納得の上で行われないと、なかなかやらなかつたら金取るぞとか過料に処するぞとか言つても本当に心の通つた面会交流にならないで、十万円以下の過料というものは、ちょっと面会交流を後押しするには適切ではないのではないかと考えたわけでございます。

それでも金の制裁が意味がある場合もあるで

しようが、それならば、過料というよりもむしろ間接強制でやつた方が効き目は高いかなと。間接強制はかなりの多額になる場合もあるので、そつちの方がより有効かと思います。そして、面会交

流の義務の履行の確保は、基本はやはり家庭裁判所による調整機能が発揮される履行勧告制度、これがやはり基本ではないかと思っております。

○井上哲士君 子供の問題で最後、もう一つ。パブリックコメントを見ておりますと、日弁連などは子供代理人制度の創設を求めておりました。手続の最初から最後までの段階を通じて子供と継続的に接触して、子供の意見表明の援助などをする制度であります。この子供代理人制度の提案については法案にどう生かされたのか、いかがでしょうか。

○國務大臣(江田五月君) 親権者の指定とか面会交流とかの審判の手続では、両親自身が紛争の渦中にいると子供の心情を思いやる余裕がないと、そういう場合も多い。そうしたときに、子の心情を酌み取つて、子の利益を実現するために子をサポートする者が必要だと、そういう指摘があることはよく分かつております。そのため子供代理人制度を創設すべきだという意見もございま

す。法制審議会においてもこれは検討をされまして、最終的には、自分の気持ちや意見を的確に述べることができる子については、これは手続に参加するということを可能といたしました。また、裁判所は、こうした手続のときには子供を参加させた上で弁護士を手続代理人に選任すると、これも可能にいたしました。こういう方法によって子供自身が手続に関与することが可能になるものと思っております。

○井上哲士君 やはり子供の意見表明権というものをきちっと盛り込んだにふさわしい体制、そして運用をしつかりお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。

本日、平田健二君及び江田五月君が委員を辞され、その補欠として外山斎君及び徳永エリ君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) 他に御発言もないよう

ですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、非訟事件手続法案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜田昌良君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、家事事件手続法案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜田昌良君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜田昌良君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

平成二十三年五月十二日印刷

平成二十三年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F